

【研究者】 村上 友章

(助成決定時) 神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程

【研究題目】

国連平和維持活動と戦後日本 1956年 - 1993年

- 自衛隊派遣に至るまでの外務省構想の変遷 -

【研究の目的】

1992年、宮沢喜一内閣は、自衛隊も含む国連平和維持活動（PKO）への要員派遣を実現するために「国際連合平和維持活動等に関する法律」（PKO協力法）を成立させた。このPKO協力法は、1990年の湾岸危機を直接の契機とするものであった。ただし、それはまた、約40年にわたり、外務省が秘密裏に検討してきたPKO参加構想が結実したものであった。本報告は、憲法九条の下で海外への軍事的展開を厳しく制限してきた戦後日本が、PKOの意義を認め、これへの参加を実現した歴史的経緯を解明するものである。国連加盟直後から構想され、湾岸危機前夜には法案が準備されていた外務省のPKO参加構想とは、いかなるものであり、どのような背景の下で検討されてきたのか。そして、それは、湾岸危機によって、どのように変容し、現行のPKO協力法に結実していったのか。本報告では、これらの問いに答え、PKO協力法成立の意味を再考した。

【研究の内容・方法】

本研究は、PKOが戦後日本の外交政策の中においていかなる意味をもったのかを解明せんとする外交史研究である。そこで、序章において、戦後日本外交の位相を日米関係（「協調」と「自主」）と国際協力のあり方（「軍事的協力」と「非軍事的協力」）を軸に分類し、以下の章において、その中でのPKO参加構想の位置づけを行った。

第一章は、日本にとってPKO原体験となった1958年のレバノン危機をめぐる岸信介内閣の国連外交を考察した。以後、この経験を下し、外務省は、その後、PKO参加構想を断続的に模索していく。本研究では、情報公開法に基き著者が発見した新資料を用いて、これらの構想の内実を明らかにした。1966年には自衛隊のPKO参加を目指した「国連協力法案」が検討されたが、それが頓挫すると、自衛隊とは別組織によるPKO参加が検討されていった。そして、竹下登内閣では、その本格的な立法化作業が政権課題になるに至ったのである。第二章から第四章では、これらのPKO参加構想の実態と歴史的背景を明らかにした。

第五章では、竹下内閣の崩壊によって命脈を絶たれていたPKO参加構想が、湾岸危機における多国籍軍への後方支援問題の浮上によって息を吹き返し、1992年のPKO法成立へと至った道程を明らかにした。ここでは、文民組織を主眼とする竹下内閣期のPKO参加構想が、社会党の対抗法案に引き継がれ、PKO参加を目指した自民党、公明党、民

社党の合意へと結びついた過程を明らかにした。さらに、PKO 協力法によるカンボジア PKO への自衛隊の参加を考察し、それが、時に米国と一線を画しつつも現地事情と ASEAN 諸国の意向を汲んで、国連安保理の議論に反映させることを試みた日本外交に、「信頼性と迫力」を与えたものであったことを明らかにした。

【結論・考察】

PKO 協力法成立に至る以上の考察から、以下の結論が導き出された。外務省の PKO 参加構想は、日米安保条約に基く責任分担の必要性から検討されるという側面があった。しかし、それ以上に、この構想は、安保理常任理事国入り構想やアジアでの政治的役割の模索といった、日米関係のみには還元されえない戦後日本の外交地平の拡大強化の現れでもあった。

外務省は、このような問題意識を国内平面において実現するべく、憲法第九条を限定的に再解釈し、文民からなる別組織創設を断続的に検討していった。それは、軍事的な国際協力に対して、否定的であった国内世論に配慮したものであった。PKO 協力法は、自衛隊参加が明記されつつも、軍事的協力には消極的な基本姿勢が貫かれており、この点で、従来の外務省構想の延長線上にあった。

つまり、従来の PKO 参加構想の延長線上にあった PKO 協力法の成立は、対米「協調」という側面と、国連外交やアジア外交を強化せんとする対米「自主」の側面を併せ持つものであった。同時に、それは、軍事的な国際協力の必要性和、それに対して否定的な国内世論を両立せんとする試みが結実したものであったのである。